

平成 25 年度 指定管理者監査結果報告書

第一 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項の規定による監査

第二 監査の対象

公の施設	羽村市動物公園
指定管理者	株式会社 横浜八景島
所管課	建設部土木課、財務部契約管財課

第三 監査の範囲

平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 8 月 31 日までに執行された、公の施設の管理、会計処理等に関する事務及び関連する事務事業の執行状況

第四 監査の期間

平成 25 年 10 月 2 日から平成 25 年 12 月 25 日まで
説明聴取日 平成 25 年 10 月 28 日

第五 監査の主眼

1 所管課

- (1) 指定管理者を導入した目的、趣旨が達成されているか。
- (2) 指定管理者の指定は、適正、公正に行われているか。
- (3) 協定等の締結は、適正に行われているか。
- (4) 指定管理者が利用料金を定める場合、利用料金は合理的なものになっているか。その承認手続きは適正に行われているか。
- (5) 指定管理者に対する指導監督は適切になされているか。
- (6) 業務の履行確認は、実績報告書によりなされているか。

2 指定管理者

- (1) 施設の管理運営及び財産の管理は、適切に行われているか。
- (2) 事業の執行は協定書等の目的及び仕様書のとおり実施されているか。
- (3) 会計処理は適正になされているか。
- (4) 出納関係の諸帳簿の整備は適切に行われているか。
- (5) 利用料金の設定は適正になされているか。
- (6) 収納事務は適正に行われているか。
- (7) 利用促進のための努力はなされているか。

第六 監査の方法

監査にあたっては、「第五 監査の主眼」に基づき、関係資料の審査、担当者からの説明聴取及び現地調査を実施した。

第七 監査の結果

監査の結果は、以下に記載したとおりである。

1 対象施設の概要

(1) 名 称 羽村市動物公園

(2) 所在地 羽村市羽 4,122 番地

(3) 開 設 昭和 53 年 5 月 1 日

(4) 規 模

① 面 積 42,691 m² (国有地 35,427 m²、市有地 7,264 m²)
総面積のうち約 3 分の 1 (14,000 m²) を動物園、残りの約 3 分の 2 (28,600 m²) を公園としている。

② 建物、動物舎の概要

管理事務所、スタディホール、動物飼育舎、動物病院、売店、倉庫、便所、休憩所等で 107 ヲ所

(5) 飼育動物の種類と数 (平成 25 年 4 月 1 日現在)

115 種 841 点 (哺乳類:36 種 411 点、鳥類:54 種 299 点、爬虫類:9 種 58 点、魚類:16 種 73 点)

(6) 開園時間及び休園日

① 開園時間 午前 9 時 ~ 午後 4 時 30 分 (3 月 ~ 10 月)
午前 9 時 ~ 午後 4 時 (11 月 ~ 2 月)

※ 開園前の 午前 6 時 ~ 午前 8 時は、無料開放している。

② 休園日 ・ 毎週月曜日。ただし、この日が国民の祝日に関する法律 (昭和 23 年法律第 178 号) に規定する休日にあたることを除く。
・ 1 月 1 日及び 12 月 29 日~12 月 31 日

(7) 指定管理者制度による管理運営委託

羽村市動物公園は、民間事業者のノウハウを活用し、サービスの向上と行政コストの削減を目指し、平成 20 年 4 月 1 日から指定管理者制度を導入し、施設の管理運営を行っている。

- ・ 指定期間【第 1 期】平成 20 年 4 月 1 日~平成 24 年 3 月 31 日 (4 年)
指定管理者:株式会社 横浜八景島
- ・ 指定期間【第 2 期】平成 24 年 4 月 1 日~平成 28 年 3 月 31 日 (4 年)
指定管理者:株式会社 横浜八景島

2 指定管理者の選定

(1) 選定の経緯

羽村市動物公園（以下「動物公園」という。）は、その設置目的を効果的に達成するため、平成 20 年 4 月 1 日から指定管理者制度を導入している。

指定管理者制度による管理運営委託期間は、前頁 1 の(7)に記すとおりであるが、第 1 期の指定期間が満了するにあたり、羽村市では、引き続き指定管理者制度を導入することとし、以下に記載した経緯のとおり、動物公園の指定管理者に「株式会社 横浜八景島」を選定した。

○ 指定管理者選定等の経緯

平成 23 年	9 月 16 日	市ホームページに応募要領等掲載・応募要領等配布開始
	27 日	応募方法、提出書類等の説明会及び現地見学会
10 月	3 日	質問受付終了
	12 日	申請受付開始
	18 日	申請締め切り
11 月	1 日	羽村市公の施設指定管理者候補者選定審査会の開催
	4 日	羽村市行政改革推進本部会議の開催
12 月	9 日	平成 23 年第 5 回議会（定例会）において、「羽村市動物公園の指定管理者の指定について」原案可決
平成 24 年	3 月 2 日	協定書締結
	4 月 1 日	指定管理者による第 2 期の管理運営開始

(2) 羽村市と指定管理者との協定書の主な内容

動物公園を適正かつ円滑に管理するために、羽村市は「株式会社 横浜八景島」と協定書を締結した。協定書に定める羽村市と指定管理者の主な役割分担等は、次のとおりである。

- ① 指定管理者の指定を行うことの意義は、民間事業者たる指定管理者の能力を活用しつつ、市民の憩いの場を提供するとともに、動物の飼育及び展示等を通じ、動物に対する知識及び愛護思想の普及啓発を図り、市民の公共の福祉の増進に寄与することにある（協定書第 2 条）。
- ② 指定期間は、平成 24 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までとする（協定書第 7 条）。
- ③ 指定管理者の業務の範囲は次のとおりである（協定書第 8,9 条）。

〔本業務〕

- ・ 動物公園の施設及び設備の維持管理に関する業務
- ・ 動物公園の利用料金の収納、減免及び返還に関する業務
- ・ 市民と動物とのふれあい事業等に関する業務
- ・ 動物の収集、飼育、展示、保護、繁殖、調査及び研究に関する業務

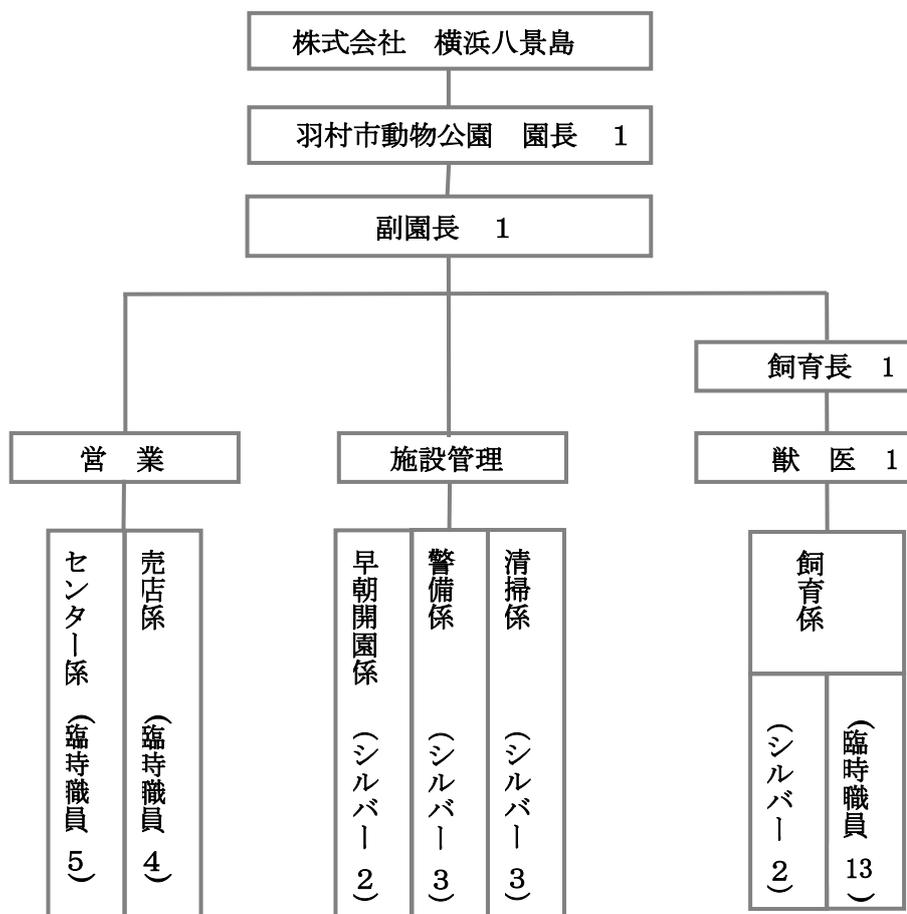
- ・ 動物に対する知識、動物愛護思想及び環境教育の普及啓発に関する業務
 - ・ その他、動物公園の管理に関し市長が必要と認める業務
- 〔自主事業〕
- ・ 羽村市動物公園条例に定める設置目的に合致し、かつ本業務の実施を妨げない範囲において、指定管理者が自己の責任と費用により実施する事業
- ④ 羽村市が行う業務の範囲は以下のとおりである（協定書第 10 条）。
 - ・ 不払い利用料金の強制徴収業務
 - ・ 管理施設の目的外使用許可・占用許可
 - ・ 不服申立てに対する決定
 - ⑤ 利用料金は、指定管理者の収入とし、羽村市動物公園条例に規定する使用料の範囲内において定めるものとする（協定書第 29,30 条）。
 - ⑥ 4 施設共通利用回数券で施設を利用した場合の利用料金の精算は、毎月行うものとする（協定書第 31 条）。
 - ⑦ 羽村市は、指定管理者と本協定を締結している期間に支払う指定管理委託料は、下記のとおりである。また、この指定管理委託料を 12 で除した額を毎月支払うものとする（協定書第 27 条）。
 - ・ 平成 24 年度 79,000,000 円
 - ・ 平成 25 年度 79,000,000 円
 - ・ 平成 26 年度 79,000,000 円
 - ・ 平成 27 年度 79,000,000 円
 - ⑧ 管理施設及び主要備品の修繕については、年間 500 万円以上の修繕費を毎年度計上し、羽村市の承認を受けてから実施するものとする。なお、決算時に修繕費の余剰が生じた場合は次年度に繰越し、修繕費予算に上乗せするものとする（協定書第 17 条）。
 - ⑨ 管理物品は、指定管理者に無償貸与する。管理物品のうち主要備品が経年劣化等により本業務実施の用に供することができなくなった場合、双方の協議により、1 件 10 万円未満のものについては指定管理者が購入又は調達する。また、管理物品のうち管理用品が経年劣化等により本業務実施の用に供することができなくなった場合も、双方の協議により、指定管理者の費用で購入又は調達し、補充することができる。その他の管理物品以外の備品等も指定管理者の費用で購入又は調達し、補充することができる。この場合、年次事業報告書により、羽村市に報告するものとする（協定書第 21,22 条）。
 - ⑩ 火災保険及び施設賠償責任保険については、市が付保し、損害賠償責任保険は、指定管理者が付保するものとする（協定書第 35 条）。

3 事業概要

(1) 組織

動物公園の管理運営は、「株式会社 横浜八景島」が行っている。組織体制は以下のとおりである。

【株式会社 横浜八景島】



※ 上記の()内の数字は、職員の数である。また、営業、施設管理は副園長、飼育長が兼務している。

(2) 事業の内容

羽村市動物公園の設置は、市民の憩いの場を提供するとともに、動物の飼育及び展示等を通じ、動物に対する知識及び愛護思想の普及啓発を図ることで、公共の福祉の増進に資することを目的としている。

主な事業内容は、市民と動物とのふれあい事業等に関すること、動物の収集、飼育、展示、保護、繁殖、調査及び研究に関すること、動物に対する知識、動物愛護思想及び環境教育の普及啓発に関することである。

指定管理者は、管理運営のコンセプトで「はむららしさを実感できるぬくもり動物公園」を掲げ運営を行っている。また、公共施設である動物公園の基本的使命と社会的責任を認識し、羽村市動物公園条例、指定管理者基本協定書・指定管理業務仕様書の法令遵守にとどまらず、これまでの施設管理運営で培ったノウハウや前回の羽村市動物公園の指定管理者としての実績を最大限活用し、管理水準を維持・向上させながらもコストを縮減し、入園者にとって快適で安全・安心な空間を提供できるように事業を実施している。

平成20年度より制作して今回で5作目になるブレーメンの音楽隊をテーマ

にした童話の施設や、多摩川の生物を展示した、かわのミュージアム（淡水生物の展示場）、動物と四季おりおりの草花が調和する空間を作るための職員の手作り作品（ウェルカムガーデン）や、より身近でより良い環境で見ることができる新フラミンゴ展示場、地域コミュニティーに根ざした市民協働参加による将来に向けての花いっぱいの動物公園づくりなど、創意工夫を凝らした事業を展開している。

動物の飼育に関しては、（社）日本動物園水族館が発行する「新飼育ハンドブック」に準拠した飼育管理を行っている。

平成 25 年 4 月 1 日現在の飼育動物数は、115 種 841 点で、動物園同士が繁殖を目的に相互に貸出し、借入れするブリーディングローンによる借受け動物が 40 点、貸出し動物が 13 点となっている。

入園者サービスについては、利用者のサービス向上の取り組みとしてコンプライアンスの体制を確立し、運営に必要な基本情報を職員が共有し、コミュニケーション能力の向上を図っており、障害者や高齢者を含め、すべての人が利用しやすいように配慮されている。

また、入園者からの意見や要望を聴き取るためにアンケート箱を設置し、管理運営の改善に反映させている。

施設の維持管理については安全・安心な施設運営を行うため、年度計画に基づき施設の日常点検及び月次点検を実施している。

救護、安全対策面では、安全管理・事故防止マニュアルに従い、入園者の安全を第一に考え、日常的に公園内を巡回・点検するとともに、異常や緊急事態には速やかに対応し安全確保に努めている。また、全職員を集めた避難訓練、火災訓練、動物脱出時対応訓練などを実施するとともに、朝礼等の日常業務の中でも安全対策を確認している。

動物公園は、これまでも特色の一つであった動物とのふれあい体験（ヤギさんの童話ランドで実施している「ふれあいコーナー」や、モルモット・ヒヨコなどの小動物を直接ふれることができる「どきどきハンズオン」）を継続するとともに、小中学生が遠足や総合的な学習の場として、また、市内外の児童生徒が自ら動物ガイドや獣舎や園内の清掃を行うボランティアの体験学習の場として活用され、動物公園の使命の一つである希少野生生物保護にも取り組んでいる。

また、開園時間については、開園前の午前 6 時から 8 時までを、動物園の機能としてだけでなく都市公園としての機能を市民に無料で提供している。

このような園内改造は、主に職員自身が行い、一部は市民、来客者、ボランティアや専門学校の方々の協働参加の力により行われ、サービスの質は向上し、行政コストが縮減されている。

平成 24 年度に指定管理者が実施した事業の状況は、第 1,2 表のとおりである。

第1表 事業成果指標指定事業

事業名	実施期間	事業名	実施期間
伝承行事・伝承飾り 鯉のぼり	4月25日～5月5日	動物慰霊祭	9月23日
〃 七夕	6月1日～7月7日	親子ナイトツアー	7月27日・8月10日
〃 クリスマス飾り	12月3日～25日	動物愛護標語募集	7月1日～31日
〃 門松	12月下旬～1月6日	ネイチャーゲーム	7月16日
新春イベント おしるこ	1月2日	わくわく探検隊	通年（土日祝）
〃 餅つき	1月3日	羽村市産業祭出展	11月3・4日
動物スポットガイド シマハイイ	通年（土日祝）	文化財ウィーク	10月27日～11月4日
〃 コンドル	通年（土日祝）	動物名前募集 アリガトパーク	7月14日～8月15日
〃 ミニブタ	通年（土日祝）	〃 アミメキリン	10月20日～12月2日
〃 アミメキリン	通年（土日祝）	動物公園ボランティアの育成	通年
ボランティアステージ 紙芝居・腹話術	毎月第4日曜日	羽村ZOO トピックスの発行	年5回
〃 ツ・カとのふれあい	2月3日	動物公園ホームページの充実	通年

第2表 自主事業

事業名	実施期間	事業名	実施期間
水族館がやってきた	7月14日～8月15日	カブトムシイベント	7月14日～8月15日
えさやりツアー	通年	フィーディング シロチカガール	通年・平日
水鳥にえさをあげよう	通年	〃 ヤマアラシ	通年・平日
ニホンザルにえさをあげよう	通年	〃 プレリードック	通年・平日
ヤギにえさをあげよう	通年	〃 ニホンザル	通年・平日
ニシキゴイにえさをあげよう	通年	モウソウダケで竹トンボ作ろう	1月13日・27日
動物スタンプラリー	土日祝（ハネフェスタ特別実施日除く）	ドングリで工作	10月7日・21日
ヒツジの毛刈り	5月12日	もみじでしおり作り	12月2日・16日
写生コンクール	募集10月1日～11月30日（展示1月2日～3月31日）	ホトトギスに巣箱をプレゼント	5月13日

(注) 表1,2にある事業については、平成24年度の実施にあたり、安全対策や衛生面での見直し・変更を行っており、継続していない事業もある。

なお、平成24,25年度の新規事業は、「水族館がやってきた」、「トナカイにえさをあげよう」、「フィーディング」、「モウソウダケで竹トンボ作ろう」、「ドングリで工作」、「もみじでしおり作り」等である。

(3) 入園者数の状況

動物公園入園者数の状況は、第3,4表のとおりである。

平成24年度の入園者数は、年間228,735人で前年度と比べて3,695人減少している。これは、市が成果指標に掲げた237,500人より8,765人(3.7%)少ない数値である。

また、動物公園の過去5年間(平成20～24年度)の平均入園者数は246,475人であり、この数値と比較してみても17,740人減と大きく減少している。

一方、平成 24 年度入園者数の内訳も、大人が 125,238 人（前年度 127,851 人）、子どもが 103,497 人（前年度 104,579 人）となっており、前年度と比べて、大人は 2,613 人減少し、子どもも 1,082 人減少している。これは、春先の天候不順や大型連休中の悪天候、夏休み期間の記録的な猛暑などの荒天が影響したと考えられる。

平成 25 年度上期（4～8 月）の入園者数は、100,978 人で、前年度同月までの累計 99,783 人と比べ 1,195 人とわずかではあるが増加している。これは、7,8 月の猛暑による減少はあるものの、大型連休中の好天により増加したもので、冬季に入り天候等による減少も予想されるが、下期（9～3 月）の入園者数も、前年度に比べれば増加することが期待できる。

このような状況から判断すると、第 1 期指定期間の実績からは大きく減少しているものの、天候に左右される面もあるが、平成 25 年度上期は、わずかではあるが増加していることから、今後は、着実に成果として表れるように指定管理者の集客への更なる努力が望まれる。

第 3 表 過去 5 年間の入園者数及び動物公園事業成果指標（入園者数見込み）

年 度	入園者数	動物公園事業成果指標 （入園者数見込み）
平成 20 年度	245,128 人	230,500 人
21 年度	288,947 人	231,000 人
22 年度	237,139 人	231,500 人
23 年度	232,430 人	232,000 人
24 年度	228,735 人	237,500 人
25 年度	100,978 人	238,000 人
26 年度		239,000 人
27 年度		240,000 人

※ 平成 20～24 年度の平均入園者数は、246,475 人である。

※ 平成 25 年度の入園者数は、4 月 1 日から 8 月 31 日までの入園者数である。

※ 平成 20～23 年度の動物公園事業成果指標（入園者数見込み）は、平成 20 年 4 月 1 日からの第 1 期指定管理者応募要領の数値である。

※ 平成 24～27 年度の動物公園事業成果指標（入園者数見込み）は、平成 24 年 4 月 1 日からの第 2 期指定管理者応募要領の数値である。

第4表 入園者数比較

(単位：人)

区分 月別	平成23年度	平成24年度	比較	平成25年度	比較	
					対23年度	対24年度
4月	30,184	27,970	△2,214	26,982	△3,202	△988
5月	37,301	33,442	△3,859	37,147	△154	3,705
6月	13,146	15,031	1,885	15,738	2,592	707
7月	9,844	10,940	1,096	9,164	△680	△1,776
8月	13,422	12,400	△1,022	11,947	△1,475	△453
4～8月累計	103,897	99,783	△4,114	100,978	△2,919	1,195
9月	21,099	16,326	△4,773			
10月	30,699	26,575	△4,124			
11月	22,486	19,737	△2,749			
12月	10,586	9,584	△1,002			
1月	12,558	14,884	2,326			
2月	11,180	16,277	5,097			
3月	19,925	25,569	5,644			
合計	232,430	228,735	△3,695			

(4) 利用料金等の収入状況

動物公園の利用料金には、入園料（第5表のとおり）と物品販売等の収入があり、その収入状況は第6表のとおりである。

利用料金等の収入のうち入園料収入をみると、平成24年度は33,776,943円で、前年度に比べ1,436,828円減少している。入園者数も、入園者数の状況で前述したとおり3,695人（1.6%）減少しており、金銭的には前年度比4.1%の減少となっている。この要因は、前年度以上の荒天の影響による入園者数の減少等が考えられ、過去5年間（平成20年度～24年度）の平均入園料収入も36,782,446円であり、この数値と比較しても約300万円下回っている。

平成25年度上期（4～8月）の入園料収入をみると、14,929,440円で前年度同月累計と比べ、120,600円増加している。これは、大型連休中の好天や、自主事業の新たな取り組みが実施されたことにより、入園者数が前年度同月までの累計と比べ、1,195人増加したものと考えられる。

入園料等以外の収入としては、物品販売収入（サービスセンター、売店関係収入）とその他収入（自動遊具、イベント、自動販売機手数料等の収入）があるが、前年度と比べ、平成24年度収入は927,182円減少している。

このように、利用料金等収入の平成24年度総計は、前年度に比べ2,364,010円減少している。これは、前年度以上の荒天の影響が利用者数の減少と物品販売等に影響し、利用料金等収入の減少になったと考えられるが、平成25年度上期（4～8月）の入園料収入をみてみると、入園者数と同様、平成24年度と比べ若干ではあるが増加している。

第5表 入園料

区 分	金 額	区 分	金 額
75 歳以上の者	無料	4 歳以上 15 歳未満の者 ※中学生はこの区分に含む	50 円
65 歳以上 75 歳未満の者	100 円		
15 歳以上 65 歳未満の者	300 円	4 歳未満の者	無料

第6表 利用料金等収入の状況

(単位：円)

月別	区分	平成 23 年度	平成 24 年度	比 較	平成 25 年度	比 較				
						対 23 年度	対 24 年度			
4 月		4,634,500	3,903,060	△731,440	3,704,440	△930,060	△198,620			
5 月		5,813,800	4,918,260	△895,540	5,618,000	△195,800	699,740			
6 月		2,061,650	2,335,040	273,390	2,446,750	385,100	111,710			
7 月		1,533,920	1,738,360	204,440	1,403,340	△130,580	△335,020			
8 月		2,055,990	1,914,120	△141,870	1,756,910	△299,080	△157,210			
4~8 月累計		16,099,860	14,808,840	△1,291,020	14,929,440	△1,170,420	120,600			
9 月		3,219,060	2,309,490	△909,570						
10 月		4,159,970	3,630,700	△529,270						
11 月		3,322,630	2,848,740	△473,890						
12 月		1,577,670	1,439,450	△138,220						
1 月		2,071,400	2,442,900	371,500						
2 月		1,777,300	2,564,970	787,670						
3 月		2,985,881	3,731,853	745,972						
入 園 料 計 (A)		35,213,771	33,776,943	△1,436,828				14,929,440	△1,170,420	120,600
物品販売収入		21,120,304	20,616,258	△504,046				9,894,365		
その他収入		14,415,134	13,991,998	△423,136				6,476,617		
物品販売等計 (B)		35,535,438	34,608,256	△927,182	16,370,982					
合 計 (A+B)		70,749,209	68,385,199	△2,364,010	31,300,422					

平成 25 年度上期については、入園料のみを比較している。

(5) 収支の状況

動物公園の平成 24 年度及び平成 25 年度上期収支決算の状況は、第 7 表のとおりである。

平成 24 年度の収入決算額は、147,385,199 円である。このうち市からの委託料は 79,000,000 円で、構成比は 53.6%である。また、入園料の収入は、33,776,943 円で、構成比は 22.9%である。売店等の物品販売収入は 20,616,258 円で構成比は 14.0%で、イベントや遊具等のその他収入は 13,991,998 円(9.5%)である。

支出決算額は、142,729,288 円で、人件費が 82,711,725 円で全体の 58.0%

を占めている。その他の経費は 60,017,563 円で、その主なものは委託業務費が 15,184,684 円（10.6%）、飼育費が 11,204,264 円（7.8%）となっている。

収支決算額は、4,655,911 円の黒字決算となっている。

平成 25 年度上期（4～8 月）の収入決算額は、64,216,922 円である。このうち市からの委託料は 32,916,500 円で、構成比は 51.3%である。また、入園料の収入は 14,929,440 円で構成比は 23.2%である。売店等の物品販売収入は 9,894,365 円で構成比は 15.4%で、イベントや遊具等のその他収入は 6,476,617 円（10.1%）である。

支出額は、53,397,661 円で、人件費が 31,152,970 円で全体の 58.3%を占めている。その他の経費は 22,244,691 円で、その主なものは委託業務費が 5,282,827 円（9.9%）、飼育費が 4,334,851 円（8.1%）となっている。

収支決算額は、10,819,261 円の黒字となっている。

第 7 表 平成 24 年度及び平成 25 年度上期収支決算の状況

（単位：円、%）

項 目		平成 24 年度		平成 25 年度	
		全期（4-3 月）	構成比	上期（4-8 月）	構成比
収 入 の 部	市委託料	79,000,000	53.6	32,916,500	51.3
	入園料	33,776,943	22.9	14,929,440	23.2
	物品販売収入	20,616,258	14.0	9,894,365	15.4
	その他収入	13,991,998	9.5	6,476,617	10.1
	収入合計 (A)	147,385,199	100	64,216,922	100
支 出 の 部	人件費	82,711,725	58.0	31,152,970	58.3
	その他の経費	60,017,563	42.0	22,244,691	41.7
	商品仕入費	7,557,202	5.3	3,776,234	7.1
	修繕費	5,998,193	4.2	602,315	1.1
	光熱費	6,241,902	4.4	2,699,460	5.1
	水道費	7,513,965	5.3	2,864,089	5.4
	委託業務費	15,184,684	10.6	5,282,827	9.9
	飼育費	11,204,264	7.8	4,334,851	8.1
	その他	6,317,353	4.4	2,684,915	5.0
支出合計 (B)	142,729,288	100	53,397,661	100	
収支差引 (A) - (B)	4,655,911		10,819,261		

4 総 括

動物公園の指定管理者である「株式会社 横浜八景島」及び所管課について監査を行った結果、指定管理者選定及び指定に関する事務、協定書の締結に係る事務及び公の施設の管理運営、会計経理等に関する事務及び関連する事務事

業の執行は、適切に処理されているものと認められた。

また、所管課においては、毎年度の事業計画書及び事業報告書による履行確認の他、毎月の月例報告時に実施する連絡調整会議で指導・協議を行うなど、履行確認及び指導監督は適切に行われていた。

なお、監査における個別の意見等は、下記のとおりである。

◆ 指定管理者制度の導入効果について

動物公園に指定管理者制度を導入して 2 期目を迎え、指定管理委託料も年額 8,700 万円から 7,900 万円に減額されている中で、安定した運営がなされており、本制度の導入効果を確認することができた。指定管理者は仕様に沿った施設運営の中で、市民の憩いの場を提供するとともに、動物の飼育及び展示等を通じ、動物に対する知識及び愛護思想の普及啓発を図ることを目的にあげ、住民サービスの質の向上と行政コストの縮減に取り組んでいる。また、施設の衛生管理についても、センター、獣舎やトイレ等の清掃などが徹底されており、指定管理者の努力を評価するところである。

◆ 施設の維持管理について

動物公園は昭和 53 年に開設してから 35 年が経過するが、大きな事故は起きていない。

ただ、現地視察をしたところ、経年劣化による施設の老朽化がところどころに見受けられた。財政状況の厳しい中ではあるが、今後も公の施設としての安全性を第一に確保し、羽村市の生涯学習施設として、また、観光の大型集客施設として、市民に憩いの場とより質の高い住民サービスを提供するためにも、施設の修繕・改善についてすぐに対応するよう要請する。

◆ 動物公園の入園者増加に向けて

平成 24 年度は、入園者数が減少し、利用料金の収入も減少している中で、職員自身が様々な自主事業を展開して、サービスの質を落とさずに、経費を節減していることは評価するところである。

しかし、平成 21 年度がピークで 288,947 人であった入園者数は、毎年度減少しており、平成 24 年度には成果指標も下回って 228,735 人（成果指標の 8,765 人減）となり、今後もどこまで下がるか危惧されるところである。

この事態を打破するには、減少している要因を究明し、速やかに入園者を増加させるための新たな方策を講じることが必要であり、より魅力的な動物公園とすることこそ、一番の近道である。動物公園に携わる職員は創意工夫を凝らし、入園者にとって魅力あふれる動物公園とすることによって、早急に成果指標を達成するよう強く要請する。